

近代日本の教育制度 ～その変遷と狙い～

- ☆ 戦前の教育制度についての我々の理解 → 大正中期以降のその完成形
→ 両親や先生たちの経験が その時期のものだから…
- ☆ そこに至るまでに、様々な紆余曲折がある → 大まかに3回は変わっている
→ 1、明治5年の学制の公布と12年の教育令
この時期は、まだ学級システムはとられていない。
2、明治20年頃～大正5年頃（1887年～1916年頃）
3、それ以降、
- ☆ 明治維新後の混乱期 → 西欧列強による植民地化の恐怖に急かされながら、富国強兵・殖産興業政策を進めつつある時期 → 金はいくらあっても足りない、
→ そんな時期に 『学制』を公布 指導者は教育の重要性を知っていた。
- ☆ 幕末日本の教育水準 → 庶民の識字能力はかなり高い 西欧列強との差は小さかった
寺小屋の学びと藩校の学び → 異年齢集団を個別に指導
→ 集団相手の一斉授業形式は登場していない
- ☆ 「学級」システムは、いつ頃誕生したのか → 西欧における初等教育の普及
→ 19世紀20年代後半～30年代のイギリス 産業革命の結果として…
→ 大勢の子ども達を効率的かつ安上がりに教育する方法の模索
→ 集団教育のいくつかの試み 教師の不足をどう補うか…
→ 義務教育への試み 躰の強制と抵抗
→ 学年制の誕生 ただし、能力別の異年齢学年
→ 義務教育の誕生に寄って、同一年齢同一学年の学級制誕生 19世紀後半
- ☆ 「学制」公布 → 寺小屋の延長としての学校 学年制も学級制もなし
→ 教科書なし 教師も不足
→ 資料参照 全国を学区に分け、53,760校の開校を目指した
→ 教育令による混乱
- ☆ 日本における「学級」の誕生 → 当初、試験に寄る等級制 → 試験の成績で進級
→ ずっと同じ等級のままもありえた → 成果上がらず
→ そこで明治24年に学級制を採用 → 村落共同体の連帯の象徴
「子ども組」の存在 → 共同体間の争いは子どもも承知
→ どうやって学級の一体性を実現するのか
→ 学級単位の行事を多発、特に身体を動かす行事に
→ 学級対抗のスポーツやゲーム 最も有名なのが運動会

- ☆ 小学校教育（義務教育）の年限 → 義務期間は4年、しかし小学校は8年制だった
 - 将来における義務教育年限の拡大を視野においていた
 - 当面は6年に（明治40年に実現） やがては8年に
 - 昭和18年、8年に延長すると定めたが、実施は戦後までお預け
戦後6・3制に変換、違和感なし

- ☆ 中等教育 → 中学校と高等女学校 中学校は当初6年間 初等科+高等科
 - 実際に中学校が出てくるのは、明治20年代以降

- ☆ 高等教育 → 明治10年 東京大学誕生 → 明治20年帝国大学となる
明治30年京都帝国大学誕生時に 東京帝国大学と改名
 - 明治40年 東北帝国大学 明治43年 九州帝国大学 誕生

- ☆ 高等学校と大学 → 高等学校の入試は難関 しかし、帝国大学への入学は難しくない
高等学校は事実上リベラル・アーツの牙城となる
ナンバーズクール、先行した県立高校
当初 一高（東京）、二高（仙台）、三高（京都）、四高（金沢）、
五高（熊本）の5校
山口と鹿児島が登場
六高（岡山）、七高（鹿児島）、八高（名古屋）
その他、弘前、山形、新潟、松本、水戸、浦和、静岡、大阪、姫路、松江、広島、
山口、松山、高知、福岡、佐賀、
県立高校 合計24校

- ☆ 旧制高校の役割 → リベラルアーツと思索、 様々な読書

- ☆ 帝国大学入学・卒業者の社会層の分析 → 貧困家庭に属する入学者 約10%近く

近代日本における学制の変遷

I 学制発布以前（江戸時代における教育）

○江戸時代後期には、幕府や諸藩が領内に設けた学校と寺子屋、私塾等が相当整備されていた。このことが学制による全国的、統一的な教育計画とその実施の素地となった。

(1) 藩校：約 270 校 後の中等・高等諸学校の母体

(2) 郷学 後の小学校の母体

(3) 寺子屋：数万校 後の小学校の母体

※参考 明治 8 年の小学校数：約 2 万 4500 校、児童数：約 146 万人

当時の小学校の校舎の 40%は寺院の借用、30%は民家の借用

(4) 私塾 後の私立学校の母体

1 近代教育制度の創始（明治 5 年頃～明治 20 年頃）

○明治 4 年：廃藩置県、文部省設置（初代文部卿：大木喬任、文部大輔：江藤新平）

○明治 5 年：学制発布・全国の教育行政を文部省が統轄することを明示。

・全国を 8 大学区、256 中学区、5 万 3760 小学区に分け、区ごとに各 1 校設置する計画を規定。

・学制により学校種、教科名称等も規定されたが、文部省は小学校の設置に注力。

○明治 12 年から：教育令・「学区制」を廃止し、町村を基礎に小学校設置。

・明治 14 年「小学校教則綱領」制定。教科の内容、時数等を明記

明治 15 年頃から全国的に教育が統一化。

・中学校については、規程は整備されたものの設置は不十分。

・教科書は、当初文部省及び師範学校で翻訳編集。その後教科書の認可制度開始（16 年）。

(1) 初等教育【学制】（明治 5 年～12 年）

・尋常小学：下等 4 年（6 歳～9 歳）と上等 4 年（10 歳～13 歳）に二分

・明治 8 年：学校数約 2 万 4500 校 就学率 35.4%（M8 年）（※参考 現在の小学校数：約 2 万校）

【教育令】（明治 12 年～19 年）・明治 14 年小学校教則綱領を制定

※小学校の教科 初等科：修身、読書、修辭、唱歌、体操

中等科：初等科に加え、地理、歴史、図画、博物、物理、裁縫

（女子）高等科：中等科に加え、化学、生理、幾何、経済（女子は家事経済）

※小学校教則綱領では、各教科の教授要旨等を示すにとどめ、具体的な教育内容は教授要旨を踏まえて作成された教科書に委ねられている。なお、教科書については明治 16 年より文部省の認可事項。

・小学校：初等科 3 年、中等科 3 年、高等科 2 年

・授業日数：最少限 32 週 授業時間：1 日原則 5 時間

・3 年間の就学義務を明確化 就学率 53.1%（M16 年）

(2) 中等教育【学制】（明治 5 年～12 年）

・中学校：下等 3 年（14 歳～16 歳）と上等 3 年（17 歳～19 歳）に二分

【教育令】（明治 12 年～19 年）・中学校：初等科 4 年、高等科 2 年

・中学校教則大綱等が整備され、中学校制度の統一化が進められたが、これらの規定に準拠して設立された中学校はまだほとんど成立していない。

(3) 教員養成・明治 5 年（学制発布と同年）：東京に直轄の師範学校設立

・明治 6・7 年：各大学区に官立師範学校を設置

- ・各府県は、これらの学校の卒業生等を招いて教員養成機関を設置
- ・明治 10 年頃から府県の師範学校が整備
- ・明治 13 年 各府県に師範学校設置義務化
- ・明治 14 年 師範学校教則大綱により師範学校の教則を統一

◎小学校教員の資格（明治 19 年小学校教員免許規則）

原則①師範学校卒業 ②教員資格検定合格 ただし、戦前を通じて小学校の授業は多数の代用教員（上記①②によらない無資格教員）により担当

- ◎教員の待遇 ・明治 10 年代前半：教員の任用は町村当局と教員の契約。待遇について一定の基準なし。 ・明治 13 年：第二次教育令により町村立学校教員は地方官任命。俸給額も地方官が基準設定。 14 年には官吏待に

- (4) 教育財政 ・受益者負担の原則 ・学制発布当時は国庫補助制度があったが、改正教育令で廃止 ・教育費財源の不足は授業料に転嫁。就学率減少（就学率 45 %（M20））
- (5) 高等教育 ・明治 10 年、東京開成学校及び東京医学校を合併し東京大学設立

2 近代教育制度の確立・整備（明治 20 年頃～大正 5 年頃）

- 明治 18 年内閣制度創設。初代文部大臣として森有礼が就任。教育制度の一大改革を実施。
- 明治 19 年：帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令制定 各学校種別の規程を整備し我が国学校制度の基礎が確立
- 明治 23 年：教育勅語
- 明治 30 年頃～：小学校令・中学校令の改正、実業学校令、高等女学校令、専門学校令の制定により学校制度を整備

- ・小学校の義務制実現

- ・日清戦争、日露戦争を経て近代産業の発達に伴い、中等諸学校や専門学校が急速に発展

(1) 初等教育 ・明治 33 年尋常小学校を 4 年に統一。4 年の義務制が実現。授業料無償化。

- ・明治 38 年に就学率は 95%を超える。
- ・明治 40 年尋常小学校を 6 年、義務教育年限を 6 年に延長。

【教科書制度】 ・明治 19 年：教科書検定制度創設（小学校令）

・明治 36 年：国定教科書制度確立（小学校令）

【教育課程】 ・小学校令施行規則において、教科名、教授要旨等を規定

・具体的な教育内容は、国定教科書において記述

(2) 中等教育 ・明治 32 年：中等教育機関を ① 男子の高等普通教育（中学校：5 年制）、

② 女子の高等普通教育（高等女学校：4 年制を基本）、

③ 実業教育（実業学校：3 年制）の三系統に体系化

・中等教育の拡大

明治 20 年 中学校数 48 校 生徒数 約 1 万人

大正 5 年 中学校数 325 校 生徒数 約 14 万 7 千人

高等女学校数 478 校 生徒数 約 10 万 2 千人

実業学校数 568 校 生徒数 約 10 万人

実業補習学校 7368 校 生徒数 約 57 万 8 千人

(3) 教員養成 ・高等師範学校の拡充 中等教育の拡充に合わせてその教員養成を拡充。

・高等師範学校、女子高等師範学校に加え、広島高等師範学校（M35）、

奈良女子高等師範学校（M41）を創設。文部省直轄高等教育機関に臨時教員養成所を附設。

(4) 教育財政 ・明治 33 年の小学校令：尋常小学校の授業料原則廃止

・明治 33 年「市町村立小学校国庫補助法」により、市町村立小学校教員の俸給の一部を補助。

(5) 高等教育 ・帝国大学の拡大（明治 30 年帝国大学令）

明治 30 年京都帝国大学、明治 40 年東北帝国大学、明治 43 年九州帝国大学

・明治 27 年高等学校令 高等学校創設（明治 41 年までに 8 校）

・専門学校の拡大（明治 36 年専門学校令制定）

明治 20 年 専門学校数 43 校 生徒数 約 9 千人

大正 5 年 専門学校数 90 校 生徒数 約 4 万 2 千人

3、制度の拡充（大正 6 年頃～昭和 11 年頃）

○大正 6 年：内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育会議を設置

・第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化を受け、これに即応する教育の改革について審議、提案。これに基づき、中等学校以上の改革と拡充が急速に進展。

(1) 初等教育 ○教育内容の改善充実

・日本歴史及び地理の授業時間を増加、理科は 1 年早めて尋常小学校第 4 学年から実施。

・高等小学校については実際生活に即応する改革を求め、大正 15 年に手 工・実業及び女兒に家事を必修科目とした

(2) 中等教育 ・目的規程の改正 「特ニ国民道徳ノ養成ニカムベキモノトス」を追加。

・中等教育の拡大 中学校 高等女学校 実業学校 実業補習学校

大正 5 年 325 校 478 校 568 校 9,697 校

14,7 万人 10,2 万人 10 万人 56,8 万人

昭和 11 年 559 校 985 校 1,304 校 14,879 校

35,2 万人 43,3 万人 16,6 万人 100,8 万人

(3) 高等教育 ・大正 7 年大学令：官立大学や総合大学のほかに公立・私立の大学や単科大学を認めた。

帝国大学の拡大 北海道帝国大学 (T 7)、京城帝国大学 (T13)、台北帝国大学 (S3)、

大阪帝国大学 (S6) 創設

・官立単科大学の設置 東京商科大学 (T9)、東京工業大学、大阪工業大学、神戸商業大学、東京文理科大学、広島文理科大学設置 (S4) 官立の医学専門学校も医科大学化

・専門学校の大学昇格 大正 9 年 慶應義塾大学、早稲田大学等が認可

・大正 7 年高等学校令も改正 高等科 3 年、尋常科 4 年の 7 年制を原則。公立・私立も可。大学予科の性格から高等普通教育を完成する機関へと転換。

・高等教育の拡大 大学 高等学校 専門学校

大正 5 年 4 校 8 校 90 校

9,705 人 6,584 人 4,2 万人

昭和 11 年 45 校 32 校 178 校

72,195 人 17,092 人 9,8 万人

(4) 教員養成 ・中等教育の拡大に伴い、大正 11 年～昭和 3 年までに 15 の臨時教員養成所を設置（生徒総数 1996 人 (S3)）。

・大学や専門学校で所定の単位を修めた者に無試験で中等学校・高等学校の教員免許授与（大正 8 年）

・なお、この時代にあっても、正規の資格（師範学校卒業又は教員資格検定合格者）を持った教員は必ずしも十分ではなく、相当割合が代用教員であったものと推定される。

(6) 教育財政 ・大正 7 年「市町村義務教育費国庫負担法」成立

市町村立尋常小学校の正教員及び準教員の俸給の一部を国庫が負担 (定額補助)

・その後経済上の困難のため地方財政が窮乏し、教育費の増額が要求され 12 年同法を改正して国庫負担増額。その後昭和 5 年の改正まで数回増額。

・国庫負担額の推移	大正 7 年～11 年	1 千万円
	大正 12 年～14 年	4 千万円
	大正 15 年	5 千万円
	昭和 2 年～4 年	7,5 千万円
	昭和 5 年～14 年	8,5 千万円

4 国民学校と戦時下の教育 (昭和 12 年頃～ 20 年頃)

- 昭和 14 年：青年学校義務制
- 単線型的な学校制度を目指して以下の改革を実施 昭和 16 年「国民学校令」 昭和 18 年「中等学校令」 国民学校等は皇国民の基礎的錬成を目的とし、教育内容を改革
- 戦争の激化とともに、上記の改革の多くは実行困難となるとともに、学童疎開や勤労働員、学徒動員などにより、教育の正常な機能はほとんど停止された。

(1) 初等教育 ・昭和 16 年に国民学校令公布。

- ・国民学校は初等科 6 年、高等科 2 年
- ・義務教育年限は高等科までの 8 年と定めたが、戦時非常措置によりその実施は延期

(2) 中等教育 ・昭和 18 年中等学校令：従来の中・高女・実業学校を中等学校として統一 (修業年限年制)

- ・太平洋戦争の激化とともに、勤労作業の強化、学校報国隊の活動をはじめ、さらに学徒の戦時動員体制が強化
- ・青年学校の義務化 小学校教育の継続教育機関及び中学校教育を補完するものとして、男子 青少年について、昭和 14 年から学年進行で義務化実施 (7 年制：普通科 2 年、本科 5 年)。

※参考 昭和 18 年 青年学校数：16,267 校 生徒数：約 306 万人

(3) 高等教育 ・戦争の激化とともに、戦争及び戦時産業への参加の要請

- ・昭和 16 年度は大学の修業年限を 3 か月短縮、17 年度は 6 か月短縮。
18 年には「教育に関する戦時非常措置」により徴兵猶予は停止され、いわゆる「学徒出陣」
- ・軍医養成のため、各地域 (弘前、信州、群馬等) に医学専門学校を整備 (将来のいわゆる「新八医科大学」)
- ・軍事行動に資する観点から、医学系の附置研究所を創設 (長崎医科大学附属東亜風土病研究所、熊本医科大学附属体質医学研究所等)
- ・昭和 18 年 財団法人大日本育英会創設

(4) 教員養成 ・昭和 18 年に「師範教育令」が改正され、それまでの府県立師範学校は官立へと移管。また、本科 3 年とし専門学校程度化。

- ・師範学校の教育の目標及び内容は戦時教育体制の下に国民学校との関連を重視して改革。教科書も国定化。

(5) 教育財政 ・昭和 15 年「義務教育費国庫負担法」と「市町村立小学校教員俸給及旅費ノ負担ニ関スル件」(勅令)

- ① 義務教育教員の給与費は、市町村負担から道府県負担に移管
- ② 定額であった国庫負担が実績による二分の一の定率負担に改正

主な旧制大学、女子高等教育機関の設立時期と旧制大学の女子学生の受け入れ状況

西 暦(和 暦)年	出来事
1886 年(明治 19 年)	東京帝大設立
1897 年(明治 30 年)	京都帝大設立
1900 年(明治 33 年)	東京女子高等師範学校(現お茶の水女子大学)設立
1900 年(明治 33 年)	津田梅子により女子英学塾(現津田塾大学)設立
1901 年(明治 34 年)	最初の旧制女子専門学校として日本女子大学校が開学
1907 年(明治 40 年)	東北帝大設立
1908 年(明治 41 年)	奈良女子高等師範学校(現奈良女子大学)設立
1909 年(明治 42 年)	神戸女学院専門部(現神戸女学院大学)設立
1911 年(明治 44 年)	九州帝大設立
1912 年(明治 45 年)	東京女子医学専門学校(現東京女子医科大学)開学
1913 年(大正 2 年)	東北帝国大学 3 名(東京女高師 2 名、日本女子大学校 1 名)の女子学生が入学
1916 年(大正 5 年)	聖心女子学院高等専門学校(現聖心女子大学)開学

- 1916年(大正5年) 男子の旧制専門学校である東洋大学に女子学生が入学
- 1918年(大正7年) 旧制専門学校として東京女子大学が開学
- 1918年(大正7年) 北海道帝大農科大学 女子学生を全科目履修選科生として受け入れる
- 1919年(大正8年) 大学令制定。帝国大学以外の大学も認められるようになる。府立大阪医科大学を設置
- 1920年(大正9年) 東京帝大 女性の聴講生を受け入れる
- 1920年(大正9年) 大学令による東京商大、愛知医大、慶應義塾大、早稲田大、同志社大、日本大、中央大、法政大、明治大、國學院大を設置
- 1920年(大正9年) 男子の旧制専門学校である日本大学専門部に女子学生が入学
- 1920年(大正9年) 京都女子高等専門学校(現京都女子大学)が開学
- 1921年(大正10年) 早稲田大学 女子聴講生を受け入れる。同志社大学 女子学生を選科生として受け入れる
- 1923年(大正12年) この年以降、東北帝国大学では継続的に女子学生が入学するようになる
- 1923年(大正12年) 公立の女子専門学校として福岡県女子専門学校(現福岡女子大学)が開校。公立女子専門学校として昭和4年までに 大阪府(1924)、宮城県(1926)、京都府(1927)、広島県(1928年)、長野県(1929)が開校

1923年(大正12年) 同志社大学 女子学生が入学

1924年(大正13年) 京城帝大設立

1925年(大正14年) 九州帝大法文学部 2名(奈良女高師1名、東京女子大1名)の女子学生が入学。岡山県婦人会により岡山真備高等女学校(校長・下村元子)創立、真宗安芸婦人会の寄付により安芸高等女学校創立^{[19][20]}。

1925年(大正14年) 帝国女子医学専門学校(現東邦大学)が開学

1928年(昭和3年) 台北帝大設立、大学令による東洋大学設置

1929年(昭和4年) 大学令による東京工業大、大阪工業大(大阪帝大→現大阪大学)、神戸商業大(現神戸大学)、東京文理科大(東京教育大学→現筑波大学)、広島文理科大(現広島大学)を設置

1930年(昭和5年) 北海道帝大理学部 女子学生が入学(北海道帝大には昭和22年までに20人が入学)

1930年(昭和5年) 同志社女子専門学校(現同志社女子大学)設立

1931年(昭和6年) 大阪帝大設立

1939年(昭和14年) 名古屋帝大設立

1939年(昭和14年) 早稲田大学 女子学生が入学

旧制高等学校・帝国大学所在地

()内は設置年

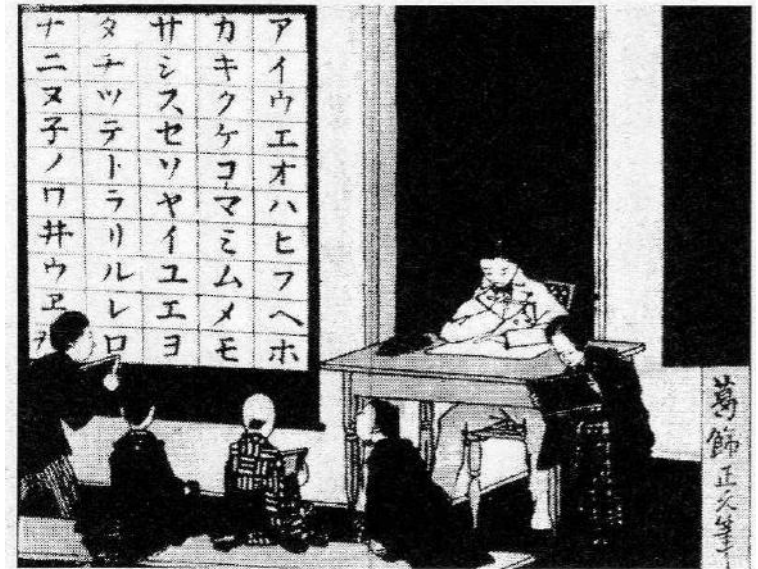
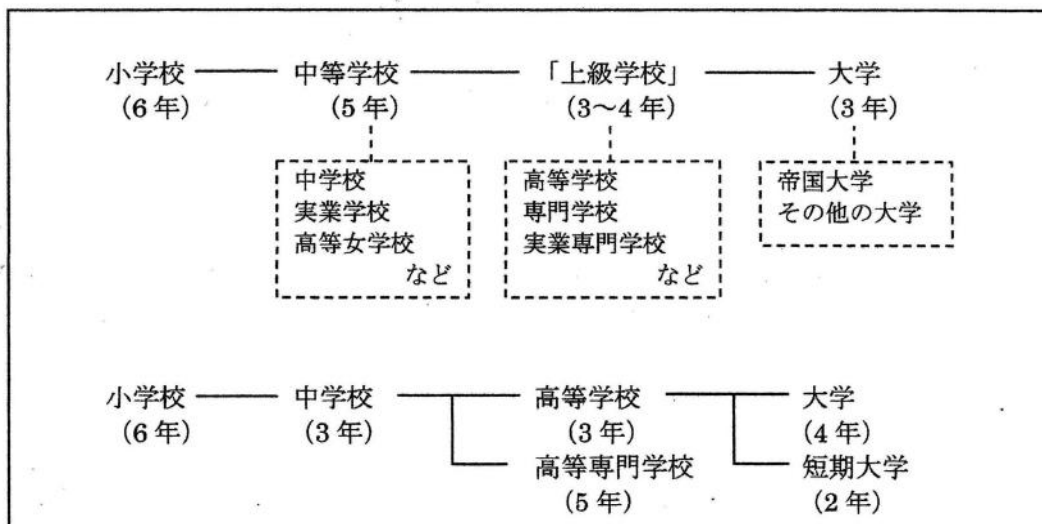


図5-1 明治初期の授業風景
机がなく、椅子にかけただけ。生徒は全員、教師の方を向いている。教材を立体的に掛け図として示すことが始まっている。アラビア数字が普及していないため、縦書きの漢文調で算数の勉強が行われた

戦前・戦後の学校制度の比較



中等学校の卒業生数

年度	中学校	高等女学校 (本科)	実業学校 (甲) (男七割)
大正 13 (1924)	32,743		
大正 14 (1925)	37,442	52,083	
大正 15 (1926)	44,960	58,082	40,462
昭和 2 (1927)	49,989	62,860	45,307
昭和 3 (1928)	53,892	67,656	
昭和 4 (1929)	55,927	70,220	47,084
昭和 5 (1930)	58,205	72,954	
昭和 6 (1931)	59,429	73,601	
昭和 7 (1932)	60,222	73,033	54,142
昭和 8 (1933)	59,212	72,435	
昭和 9 (1934)		72,156	57,184

(注) 1. 高等女学校の本科というのは、男子の中学校に対応する課程で、本科を卒業してから入学する補習科と区別する。

表Ⅱ-4a 中等学校卒業生数 男女別

年 度	男 子			女 子			総 計
	中学校	実業学校	計	高等女学校	実業学校	計	
大正 15	44,960	31,145	76,105	58,082	9,317	67,399	143,504
昭和 2	49,989	33,458	83,447	62,860	11,849	74,709	158,156
昭和 4	55,927	37,730	93,657	70,220	9,354	79,574	173,231
昭和 7	60,222	43,486	103,708	73,033	10,656	83,689	187,397

表Ⅱ-4b 中等学校卒業生の男女別比率 (%)

年 度	普通教育		実業教育		総 計	
	中学校	高等女学校	男	女	男	女
大正 15	43.6	56.4	77.0	23.0	53.0	47.0
昭和 2	44.3	55.7	73.8	26.2	52.8	47.2
昭和 4	44.3	55.7	80.1	19.9	54.1	45.9
昭和 7	45.2	54.8	80.3	19.7	55.3	44.7

3

実業学校種別卒業生数

() 内は女子の内数

年 度	工業学校	農業学校	商業学校	商船+水産	職業学校	総 計
大正 15	4,895	11,165 (461)	15,337 (508)	717	8,348	40,462 (9,317)
昭和 2	5,118	11,193 (779)	17,477 (409)	858	10,661	45,307 (11,849)
昭和 4	5,451	12,259 (767)	20,808 (649)	628	7,938	47,084 (9,354)
昭和 7	6,437	13,341 (1,054)	24,933 (856)	685	8,746	54,142 (10,656)
昭和 9	6,918	13,556 (1,313)	26,323 (1,098)	670	9,717	57,184 (12,128)

(注) 工業学校と商船+水産はすべて男子、職業学校はすべて女子。

4

中学校卒業後の状況

A. 中学校卒業者の就職率, 進学率

(%)

	大正13	大正14	大正15	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	昭和6	昭和7	昭和8
就職	29.2	29.7	30.4	27.8	30.8	30.1	32.1	33.6	32.6	33.1
進学	41.9	40.0	37.6	39.3	38.3	36.2	34.0	33.3	33.9	33.1
(受験準備中)				18.1		23.9				

B. 進学先の内訳

(%)

	大正13	大正14	大正15	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	昭和6	昭和7	昭和8
高等学校	16.8	16.0	15.2	6.5	6.1	5.9	5.6	5.1	4.9	4.1
大学予科				8.1	7.8	7.3	6.4	8.5	6.7	6.5
大学付属専門部				0.6	0.6	0.5	0.5	1.3	1.1	0.5
専門学校	12.9	13.0	12.3	11.6	11.0	12.9	10.4	8.5	8.8	8.9
実業専門学校	11.1	10.0	9.0	7.4	7.1	7.3	7.1	7.8	8.0	8.2
高等師範学校					0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
軍関係	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9
その他	0.5	0.5	0.6	4.6	5.0	4.3	3.3	3.3	3.3	3.8

5

実業学校卒業者の卒業後の状況

(%)

		大正15	昭和2	昭和4	昭和7	昭和9
就職		73.9	74.0	75.0	77.6	64.8
進学		10.8	10.9	8.6	9.9	10.4
進学先の内訳	高等学校	0.9	0.5	1.1	1.3	
	大学予科		0	0.1	0.1	
	大学付属専門部		0	1.9	0.2	
	専門学校	0.8	1.1	1.5	3.0	
	実業専門学校	6.7	6.3	3.2	2.9	
	軍関係	0	0	0	0.01	
	その他	1.5	2.8	0.8	2.4	

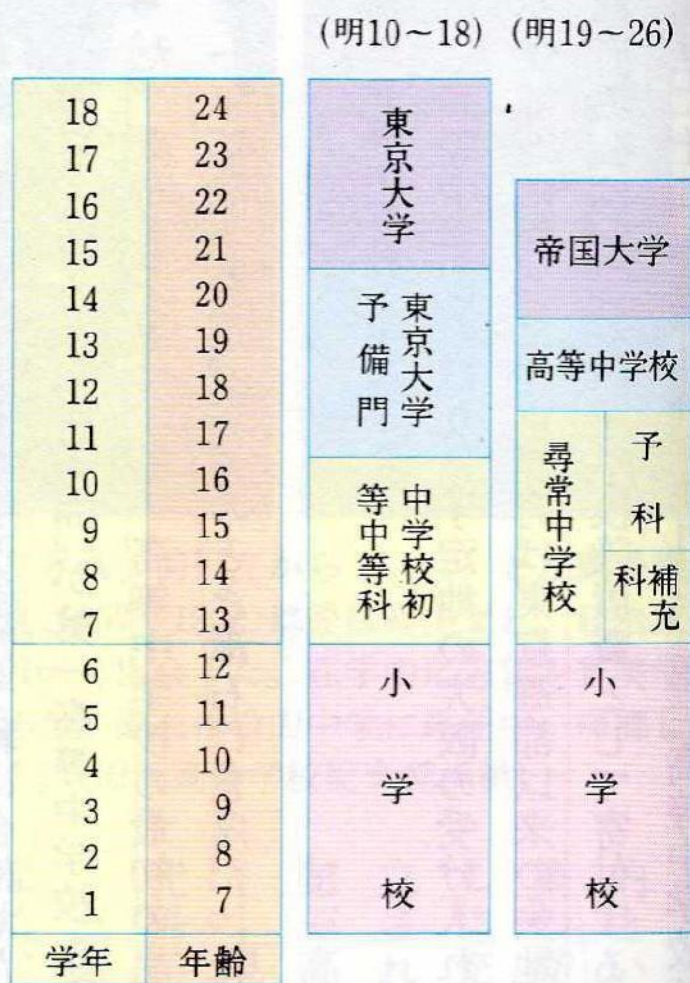
6

表6 高等中学校の設置区域

第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
鹿児島県	新潟県、福井県、石川県、富山県	和歌山県、徳島県、**香川県、愛媛県、高知県	宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県	東京府、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、愛知県、静岡県、山梨県、長野県
長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県		岐阜県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	京都府、大阪府、兵庫県、*奈良県、三重県、滋賀県	

注：* 明治20年、** 明治21年追加

図4 東京大学予備門・高等中学校



出典：佐竹和世「旧制高等学校とは何か(旧高史I) 一旧制高等学校史研究序説」 『旧制高等学校研究』 第1号 1974

表16 入試形態の変化

期間	形態	パターン
明治19~34年	単独(試験)選抜	I
明治35~40年	共通試験総合選抜	II
明治41~大正5年	単独(試験)選抜 *	I
大正6~7年	共通試験総合選抜	II
大正8~14年	共通試験単独選抜 **	III
大正15~昭和2年	共通試験単独選抜(2班制試験)	III'
昭和3~15年	単独選抜	I
昭和16~20年	共通試験単独選抜	III

* ただし七高は入試期日が1カ月早く、東京でも入学試験を受けることができた

** 中学4年修了で受験可能になる

図5 高等学校からみた学校制度

学年	年齢	学校制度
18	24	帝国大学
17	23	
16	22	
15	21	高等学校 大学予科
14	20	
13	19	
12	18	中学校
11	17	
10	16	
9	15	
8	14	
7	13	小学校
6	12	
5	11	
4	10	
3	9	
2	8	
1	7	

(明治27~大正7年)

出典：佐竹和世「旧制高等学校とは何か(旧高史I)——旧制高等学校史研究序説——」『旧制高等学校研究』第1号 1974

図10 高等学校からみた学校制度

学年	年齢	学校制度
18	24	帝国大学
17	23	
16	22	
15	21	高等学校 高等科
14	20	
13	19	中学校 尋常科
12	18	
11	17	小学校
10	16	
9	15	
8	14	
7	13	
6	12	
5	11	
4	10	
3	9	
2	8	
1	7	

(大正8~昭和16年)

出典：佐竹和世「旧制高等学校とは何か(旧高史I)——旧制高等学校史研究序説——」『旧制高等学校史研究』第1号 1974

表1 高等学校入学試験倍率

(明治30年12月31日調)

	志願者数	入学者数	倍率
第一高等学校	839	262	3.2
第二高等学校	516	230	2.2
第三高等学校	235	182	1.3
第四高等学校	305	199	1.5
第五高等学校	943	390	2.4
山口高等学校	105	87	1.2

出典：『文部省第25年報』